

株 主 各 位

東京都昭島市武蔵野三丁目11番10号

ワイエシイ株式会社

代表取締役社長 百 瀬 武 文

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年12月21日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年12月22日（木曜日）午後2時
2. 場 所 東京都昭島市武蔵野三丁目10番6号
当社 テクニカルセンター2階 会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

決議事項

- 第1号議案 吸収分割契約承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役3名選任の件

以 上

~~~~~  
\*当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

\*株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.yac.co.jp>) に掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 吸収分割契約承認の件

当社は、持株会社制移行のため、ワイエイシイ株式会社の事業部門を4分割し、当社100%子会社である4社（ワイエイシイメカトロニクス株式会社、ワイエイシイテクノロジー株式会社、ワイエイシイマシナリー株式会社、ワイエイシイビーム株式会社）に対し、平成29年4月1日（予定）を効力発生日として、事業を承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行うことに合意し、平成28年11月11日付で各社と吸収分割契約を締結いたしました。

本議案は、本件分割に係る吸収分割契約の内容について、株主の皆様の御承認をお願いするものであります。

なお、本議案及び第2号議案「定款一部変更の件」の承認並びに吸収分割契約の効力発生を条件に、平成29年4月1日付をもって、当社は「ワイエイシイホールディングス株式会社」に商号変更し、純粋持株会社へ移行する予定であり、引き続き上場を維持いたします。

#### 1. 吸収分割を行う理由

当社グループは、ハイテク機械装置の製造販売を中心として、M&A等により電力関連事業や医療関連事業まで、事業の幅を広げてまいりました。今後も既存事業分野や新規成長分野に積極的に投資を実施し、事業規模の拡大を図り、経営基盤の強化に取り組む方針としています。このような中長期的視野にたった事業戦略に基づき、当社の既存事業においても、事業毎に分社化することにより、機動力のアップが期待でき、一方で経営責任が一層明確となることにより、個別事業の強化が期待されます。さらには、グループ各社の連携と競争により、グループ全体の体質強化につながると判断したため、吸収分割を行うことといたしました。

## 2. 吸収分割契約の内容の概要

各承継会社と締結した吸収分割契約の内容は次のとおりであります。

- (1) 各種自動化関連装置製造販売事業（ワイエイシイメカトロニクス株式会社）

### 吸収分割契約書

ワイエイシイ株式会社（以下「甲」という）と甲の100パーセント子会社であるワイエイシイメカトロニクス株式会社（以下「乙」という）とは、甲がその事業に関する権利義務の一部を乙に承継させる旨の吸収分割（以下「本件分割」という）について、次のとおり契約（以下「本契約」という）する。

#### 第1条（分割の内容）

- 1 甲は、甲の営む事業のうち、各種自動化関連装置製造販売事業（以下「本件事業」という）に関する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。
- 2 本件分割を行う甲及び乙の商号及び住所は、下記のとおりである。

#### 記

##### (1) 分割会社

商号 ワイエイシイ株式会社

住所 東京都昭島市武蔵野3-11-10

##### (2) 承継会社

商号 ワイエイシイメカトロニクス株式会社

住所 東京都昭島市武蔵野3-11-10

#### 第2条（本件分割により乙が承継する権利義務）

本件分割により乙が甲から承継する本件事業に関する権利義務は、効力発生日の時点で、甲が保有する以下の資産、契約で、詳細は別紙に定める。

- (1) 本件事業に関する資産
- (2) 本件事業に関する契約

### 第3条（本件分割の対価）

乙は甲の100パーセント子会社であり甲が乙の株式全てを保有しているので、乙は、本件分割に際し、甲に対して乙株式の割当交付等の対価を支払わない。

### 第4条（効力発生日）

本件分割の効力発生日は、平成29年4月1日とする。但し、本件分割の進行上必要がある場合には、甲乙の合意により変更することができる。

### 第5条（株主総会）

- 1 甲は、平成28年12月22日に、株主総会を開催し、本件分割の承認及び必要な事項の決議を行う。
- 2 乙は、会社法第796条第1項に基づき、株主総会の承認を得ずに本件分割を行う。
- 3 甲乙は、本件分割の進行上必要がある場合には、合意により前項の株主総会の期日を変更することができる。

### 第6条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、重要な財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議のうえ、これを行う。

### 第7条（事情変更）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、天災地変その他の事由により甲又は乙の財政状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合その他本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、甲乙協議のうえ、本契約の条項を変更し、または本契約を解除することができる。この場合、相互に損害賠償等を請求しないものとする。

#### 第8条（競業避止義務）

甲は、本件分割にかかわらず、本件事業及び関連する事業について競業避止義務を負わないものとする。

#### 第9条（本契約の効力）

平成29年4月1日までに第5条で定める株主総会における本契約の承認並びに関係法令に基づき要求される監督官庁等の承認を得られない場合、本契約はその効力を失う。

#### 第10条（協議）

甲及び乙は、本契約に明記されていない事項又は本契約の各条項の解釈に関して疑義が生じた場合、誠実に協議して解決するものとする。

以 上

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年11月11日

甲：東京都昭島市武蔵野3-11-10  
ワイエイシイ株式会社  
代表取締役社長 百瀬 武文

乙：東京都昭島市武蔵野3-11-10  
ワイエイシイメカトロニクス株式会社  
代表取締役社長 伊藤 利彦

別紙「承継する資産・債務、権利・義務の明細」

1 資産（(3) の除外資産を除く）

(1) 流動資産

本件対象事業に属する棚卸資産およびその他の流動資産

(2) 固定資産

有形固定資産

本件対象事業に属する工具器具備品

(3) 除外資産

現金、売掛債権、受取手形金、電子記録債権、有価証券、前払費用、未収入金、(2) 以外の固定資産

2 承継するその他の権利義務等

(1) 契約関係

本件対象事業に関する業務委託契約、基本契約その他本件対象事業に関する一切の契約上の地位およびこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務（ただし除外契約を除く）

(2) 除外契約

雇用契約、賃貸借契約、リース契約その他火災保険契約等甲（親会社）の管理部門が所管する契約

- (2) 半導体・フラットパネル製造装置製造販売事業（ワイエイシイテクノロ  
ジーズ株式会社）

### 吸収分割契約書

ワイエイシイ株式会社（以下「甲」という）と甲の100パーセント子会社であるワイエイシイテクノロジーズ株式会社（以下「乙」という）とは、甲がその事業に関する権利義務の一部を乙に承継させる旨の吸収分割（以下「本件分割」という）について、次のとおり契約（以下「本契約」という）する。

#### 第1条（分割の内容）

- 1 甲は、甲の営む事業のうち、半導体・フラットパネル製造装置製造販売事業（以下「本件事業」という）に関する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。
- 2 本件分割を行う甲及び乙の商号及び住所は、下記のとおりである。

#### 記

##### (1) 分割会社

商号 ワイエイシイ株式会社

住所 東京都昭島市武蔵野3-11-10

##### (2) 承継会社

商号 ワイエイシイテクノロジーズ株式会社

住所 東京都昭島市武蔵野3-10-6

#### 第2条（本件分割により乙が承継する権利義務）

本件分割により乙が甲から承継する本件事業に関する権利義務は、効力発生日の時点で、甲が保有する以下の資産、契約で、詳細は別紙に定める。

- (1) 本件事業に関する資産
- (2) 本件事業に関する契約

### 第3条（本件分割の対価）

乙は甲の100パーセント子会社であり甲が乙の株式全てを保有しているので、乙は、本件分割に際し、甲に対して乙株式の割当交付等の対価を支払わない。

### 第4条（効力発生日）

本件分割の効力発生日は、平成29年4月1日とする。但し、本件分割の進行上必要がある場合には、甲乙の合意により変更することができる。

### 第5条（株主総会）

- 1 甲は、平成28年12月22日に、株主総会を開催し、本件分割の承認及び必要な事項の決議を行う。
- 2 乙は、会社法第796条第1項に基づき、株主総会の承認を得ずに本件分割を行う。
- 3 甲乙は、本件分割の進行上必要がある場合には、合意により前項の株主総会の期日を変更することができる。

### 第6条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、重要な財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議のうえ、これを行う。

### 第7条（事情変更）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、天災地変その他の事由により甲又は乙の財政状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合その他本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、甲乙協議のうえ、本契約の条項を変更し、または本契約を解除することができる。この場合、相互に損害賠償等を請求しないものとする。



#### 第8条（競業避止義務）

甲は、本件分割にかかわらず、本件事業及び関連する事業について競業避止義務を負わないものとする。

#### 第9条（本契約の効力）

平成29年4月1日までに第5条で定める株主総会における本契約の承認並びに関係法令に基づき要求される監督官庁等の承認を得られない場合、本契約はその効力を失う。

#### 第10条（協議）

甲及び乙は、本契約に明記されていない事項又は本契約の各条項の解釈に関して疑義が生じた場合、誠実に協議して解決するものとする。

以 上

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年11月11日

甲：東京都昭島市武蔵野3-11-10  
ワイエイシイ株式会社  
代表取締役社長 百瀬 武文

乙：東京都昭島市武蔵野3-10-6  
ワイエイシイテクノロジーズ株式会社  
代表取締役社長 佐藤 康男

別紙「承継する資産・債務、権利・義務の明細」

1 資産（(3) の除外資産を除く）

(1) 流動資産

本件対象事業に属する棚卸資産およびその他の流動資産

(2) 固定資産

有形固定資産

本件対象事業に属する工具器具備品

(3) 除外資産

現金、売掛債権、受取手形金、電子記録債権、有価証券、前払費用、未収入金、(2) 以外の固定資産

2 承継するその他の権利義務等

(1) 契約関係

本件対象事業に関する業務委託契約、基本契約その他本件対象事業に関する一切の契約上の地位およびこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務（ただし除外契約を除く）

(2) 除外契約

雇用契約、賃貸借契約、リース契約その他火災保険契約等甲（親会社）の管理部門が所管する契約

- (3) クリーニング機械、各種自動包装機等製造販売事業（ワイエイシイマシナリー株式会社）

### 吸収分割契約書

ワイエイシイ株式会社（以下「甲」という）と甲の100パーセント子会社であるワイエイシイマシナリー株式会社（以下「乙」という）とは、甲がその事業に関する権利義務の一部を乙に承継させる旨の吸収分割（以下「本件分割」という）について、次のとおり契約（以下「本契約」という）する。

#### 第1条（分割の内容）

- 1 甲は、甲の営む事業のうち、クリーニング機械、各種自動包装機等製造販売事業（以下「本件事業」という）に関する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。
- 2 本件分割を行う甲及び乙の商号及び住所は、下記のとおりである。

#### 記

##### (1) 分割会社

商号 ワイエシイ株式会社

住所 東京都昭島市武蔵野3-11-10

##### (2) 承継会社

商号 ワイエシイマシナリー株式会社

住所 東京都昭島市武蔵野3-10-6

#### 第2条（本件分割により乙が承継する権利義務）

本件分割により乙が甲から承継する本件事業に関する権利義務は、効力発生日の時点で、甲が保有する以下の資産、契約で、詳細は別紙に定める。

- (1) 本件事業に関する資産
- (2) 本件事業に関する契約

### 第3条（本件分割の対価）

乙は甲の100パーセント子会社であり甲が乙の株式全てを保有しているので、乙は、本件分割に際し、甲に対して乙株式の割当交付等の対価を支払わない。

### 第4条（効力発生日）

本件分割の効力発生日は、平成29年4月1日とする。但し、本件分割の進行上必要がある場合には、甲乙の合意により変更することができる。

### 第5条（株主総会）

- 1 甲は、平成28年12月22日に、株主総会を開催し、本件分割の承認及び必要な事項の決議を行う。
- 2 乙は、会社法第796条第1項に基づき、株主総会の承認を得ずに本件分割を行う。
- 3 甲乙は、本件分割の進行上必要がある場合には、合意により前項の株主総会の期日を変更することができる。

### 第6条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、重要な財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議のうえ、これを行う。

### 第7条（事情変更）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、天災地変その他の事由により甲又は乙の財政状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合その他本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、甲乙協議のうえ、本契約の条項を変更し、または本契約を解除することができる。この場合、相互に損害賠償等を請求しないものとする。

#### 第8条（競業避止義務）

甲は、本件分割にかかわらず、本件事業及び関連する事業について競業避止義務を負わないものとする。

#### 第9条（本契約の効力）

平成29年4月1日までに第5条で定める株主総会における本契約の承認並びに関係法令に基づき要求される監督官庁等の承認を得られない場合、本契約はその効力を失う。

#### 第10条（協議）

甲及び乙は、本契約に明記されていない事項又は本契約の各条項の解釈に関して疑義が生じた場合、誠実に協議して解決するものとする。

以 上

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年11月11日

甲：東京都昭島市武蔵野3-11-10  
ワイエイシイ株式会社  
代表取締役社長 百瀬 武文

乙：東京都昭島市武蔵野3-10-6  
ワイエイシイマシナリー株式会社  
代表取締役社長 大福 芳弘

別紙「承継する資産・債務、権利・義務の明細」

1 資産（(3) の除外資産を除く）

(1) 流動資産

本件対象事業に属する棚卸資産およびその他の流動資産

(2) 固定資産

有形固定資産

本件対象事業に属する工具器具備品

(3) 除外資産

現金、売掛債権、受取手形金、電子記録債権、有価証券、前払費用、未収入金、(2) 以外の固定資産

2 承継するその他の権利義務等

(1) 契約関係

本件対象事業に関する業務委託契約、基本契約その他本件対象事業に関する一切の契約上の地位およびこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務（ただし除外契約を除く）

(2) 除外契約

雇用契約、賃貸借契約、リース契約その他火災保険契約等甲（親会社）の管理部門が所管する契約

- (4) 電気及び電子機器、機械等の製造販売事業（ワイエイシイビーム株式会社）

### 吸収分割契約書

ワイエイシイ株式会社（以下「甲」という）と甲の100パーセント子会社であるワイエイシイビーム株式会社（以下「乙」という）とは、甲がその事業に関する権利義務の一部を乙に承継させる旨の吸収分割（以下「本件分割」という）について、次のとおり契約（以下「本契約」という）する。

#### 第1条（分割の内容）

- 1 甲は、甲の営む事業のうち、電気及び電子機器、機械等の製造販売事業（以下「本件事業」という）に関する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。
- 2 本件分割を行う甲及び乙の商号及び住所は、下記のとおりである。

#### 記

- (1) 分割会社  
商号 ワイエシイ株式会社  
住所 東京都昭島市武蔵野3-11-10
- (2) 承継会社  
商号 ワイエシイビーム株式会社  
住所 東京都昭島市武蔵野3-11-10

#### 第2条（本件分割により乙が承継する権利義務）

本件分割により乙が甲から承継する本件事業に関する権利義務は、効力発生日の時点で、甲が保有する以下の資産、契約で、詳細は別紙に定める。

- (1) 本件事業に関する資産
- (2) 本件事業に関する契約

### 第3条（本件分割の対価）

乙は甲の100パーセント子会社であり甲が乙の株式全てを保有しているので、乙は、本件分割に際し、甲に対して乙株式の割当交付等の対価を支払わない。

### 第4条（効力発生日）

本件分割の効力発生日は、平成29年4月1日とする。但し、本件分割の進行上必要がある場合には、甲乙の合意により変更することができる。

### 第5条（株主総会）

- 1 甲は、平成28年12月22日に、株主総会を開催し、本件分割の承認及び必要な事項の決議を行う。
- 2 乙は、会社法第796条第1項に基づき、株主総会の承認を得ずに本件分割を行う。
- 3 甲乙は、本件分割の進行上必要がある場合には、合意により前項の株主総会の期日を変更することができる。

### 第6条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、重要な財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議のうえ、これを行う。

### 第7条（事情変更）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、天災地変その他の事由により甲又は乙の財政状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合その他本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、甲乙協議のうえ、本契約の条項を変更し、または本契約を解除することができる。この場合、相互に損害賠償等を請求しないものとする。



#### 第8条（競業避止義務）

甲は、本件分割にかかわらず、本件事業及び関連する事業について競業避止義務を負わないものとする。

#### 第9条（本契約の効力）

平成29年4月1日までに第5条で定める株主総会における本契約の承認並びに関係法令に基づき要求される監督官庁等の承認を得られない場合、本契約はその効力を失う。

#### 第10条（協議）

甲及び乙は、本契約に明記されていない事項又は本契約の各条項の解釈に関して疑義が生じた場合、誠実に協議して解決するものとする。

以 上

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年11月11日

甲：東京都昭島市武蔵野3-11-10  
ワイエイシイ株式会社  
代表取締役社長 百瀬 武文

乙：東京都昭島市武蔵野3-11-10  
ワイエイシイビーム株式会社  
代表取締役社長 吉田 和彦

別紙「承継する資産・債務、権利・義務の明細」

1 資産（(3) の除外資産を除く）

(1) 流動資産

本件対象事業に属する棚卸資産およびその他の流動資産

(2) 固定資産

有形固定資産

本件対象事業に属する工具器具備品

(3) 除外資産

現金、売掛債権、受取手形金、電子記録債権、有価証券、前払費用、未収入金、(2) 以外の固定資産

2 承継するその他の権利義務等

(1) 契約関係

本件対象事業に関する業務委託契約、基本契約その他本件対象事業に関する一切の契約上の地位およびこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務（ただし除外契約を除く）

(2) 除外契約

雇用契約、賃貸借契約、リース契約その他火災保険契約等甲（親会社）の管理部門が所管する契約

### 3. 会社法第782条及び会社法施行規則第183条に定める内容の概要

#### (1) 対価に関する事項の相当性に関する事項

本件分割に際して、吸収分割承継会社は、当社に対して、株式、金銭、その他の財産の交付を行いませんが、当社は吸収分割承継会社の発行済株式の全部を有していることから相当であると判断しております。

また、本件分割により吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額は増加いたしません。

#### (2) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

吸収分割承継会社は、平成28年10月3日に成立した会社であるため、確定した最終事業年度はありません。同社の成立の日における貸借対照表の内容は以下のとおりです。

##### ① ワイエイシメカトロニクス株式会社

(単位：百万円)

| 科目     | 金額 | 科目        | 金額 |
|--------|----|-----------|----|
| (資産の部) |    | (純資産の部)   |    |
| 流動資産   |    | 株主資本      |    |
| 現金及び預金 | 50 | 資本金       | 50 |
| 資産合計   | 50 | 負債及び純資産合計 | 50 |

##### ② ワイエイシテクノロジー株式会社

(単位：百万円)

| 科目     | 金額 | 科目        | 金額 |
|--------|----|-----------|----|
| (資産の部) |    | (純資産の部)   |    |
| 流動資産   |    | 株主資本      |    |
| 現金及び預金 | 50 | 資本金       | 50 |
| 資産合計   | 50 | 負債及び純資産合計 | 50 |

##### ③ ワイエイシマシナリー株式会社

(単位：百万円)

| 科目     | 金額 | 科目        | 金額 |
|--------|----|-----------|----|
| (資産の部) |    | (純資産の部)   |    |
| 流動資産   |    | 株主資本      |    |
| 現金及び預金 | 50 | 資本金       | 50 |
| 資産合計   | 50 | 負債及び純資産合計 | 50 |

④ ワイエイシイビーム株式会社

(単位：百万円)

| 科目     | 金額 | 科目        | 金額 |
|--------|----|-----------|----|
| (資産の部) |    | (純資産の部)   |    |
| 流動資産   |    | 株主資本      |    |
| 現金及び預金 | 50 | 資本金       | 50 |
| 資産合計   | 50 | 負債及び純資産合計 | 50 |

(3) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分等、会社財産の状況に重要な影響を与える事象に関する事項  
該当事項はありません。

(4) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等、会社財産の状況に重要な影響を与える事象に関する事項  
剰余金の配当

当社は、平成28年6月29日開催の第44回定時株主総会の決議に基づき、平成28年6月30日を効力発生日とする1株あたり10円（総額89百万円）の剰余金の配当（期末配当）を実施いたしました。

さらに、当社は平成28年11月11日開催の取締役会において、平成28年9月30日を基準日とし、平成28年12月6日を効力発生日とする1株あたり10円（総額89百万円）の剰余金の配当（中間配当）を実施いたしました。

(5) 債務の履行の見込みに関する事項

当社の平成28年3月31日時点の貸借対照表における資産の額は21,370百万円、負債の額は12,470百万円、純資産の額は8,899百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

本件分割により、当社が承継会社に対して承継する資産は平成29年3月末日時点の流動資産及び固定資産の一部であり、平成28年9月末日現在の試算では、1,311百万円です。

また、本件分割の効力発生日までに当社の資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていません。

以上により、本件分割後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、並びに、当社の収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、当社の負担する債務について、本件分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断します。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社は、第1号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、平成29年4月1日（予定）をもって、純粋持株会社となります。これに伴い、商号及び事業目的の追加・変更を行うものです。また、本追加・変更につきましては、第1号議案が承認されることを条件とし、併せて、平成29年4月1日に効力が生じる旨の附則を新設するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1条（商号）<br/>当社は、<u>ワイエイシイ株式会社</u>と称し、英文では<u>Y. A. C. CO., LTD.</u>と表示する。</p> | <p>第1条（商号）<br/>当社は、<u>ワイエイシイホールディングス株式会社</u>と称し、英文では<u>Y. A. C. HOLDINGS CO., LTD.</u>と表示する。</p>                                                                                                                    |
| <p>第2条（目的）<br/>当社は、<u>次ぎの各号の事業を営むことを目的とする。</u></p>                              | <p>第2条（目的）<br/><u>1. 当社は、次ぎの事業を営む会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</u><br/><u>(1) ～ (13)（現行のとおり）</u><br/><u>(14) 上記各号の事業を営む企業に対する投資及び融資</u><br/><u>2. 当社は、前項各号の事業及び前項各号に付帯関連する一切の事業を営むことができる。</u></p> |
| <p><u>1. ～ 13.（条文省略）</u><br/>（新設）<br/><br/>（新設）<br/><br/><br/>（新設）</p>          | <p><u>附 則</u><br/><u>第1条及び第2条の変更は、平成29年4月1日に効力が生じるものとする。なお、本附則は、効力発生後これを削除する。</u></p>                                                                                                                               |

### 第3号議案 取締役3名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役3名を増員することとし、取締役3名の選任をお願いするものであります。本議案は、第1号議案「吸収分割契約承認の件」にかかる吸収分割契約が効力発生することを条件として、効力を生じるものいたします。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時（第45回定時株主総会の終結の時）までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

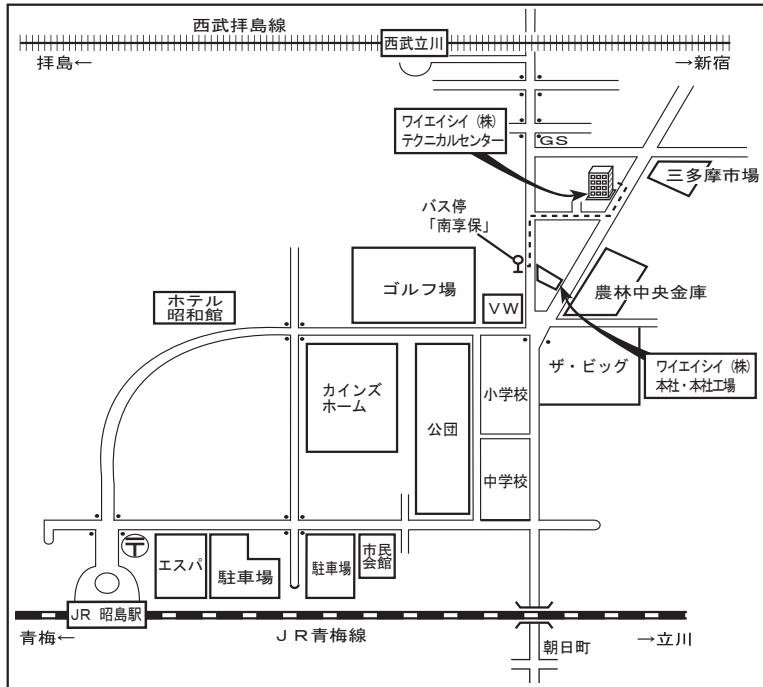
| 候補者<br>番号 | ふ<br>氏<br>り<br>が<br>な<br>名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | ※<br>ふく<br>福 だ たつ のり<br>田 辰 徳<br>(昭和31年1月31日) | 平成3年3月 株式会社デンソー（現 株式会<br>社ワイエイシイデンソー）入社<br>平成15年6月 同社取締役営業部長<br>平成18年3月 同社取締役生産部長兼工場長<br>平成19年6月 同社常務取締役営業本部長<br>平成19年10月 同社代表取締役<br>平成19年11月 同社代表取締役社長（現任） | 2,400株         |
| 2         | ※<br>おお<br>大 くら あき ひろ<br>倉 章 裕<br>(昭和36年7月9日) | 平成7年12月 大倉電気株式会社入社<br>平成23年5月 同社取締役<br>平成25年11月 同社取締役第一営業部長<br>平成27年3月 同社取締役経営管理室長<br>平成27年6月 同社代表取締役社長（現任）                                                 | 200株           |
| 3         | ※<br>く<br>久 ぼ すすむ<br>保 進<br>(昭和19年4月8日)       | 昭和47年1月 日本ガーター株式会社（現 ワ<br>イエシイガーター株式会社）<br>入社<br>昭和58年7月 同社取締役<br>平成2年7月 同社専務取締役<br>平成6年11月 同社代表取締役社長（現任）                                                   | 0株             |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者 福田辰徳氏は、当社の子会社である株式会社ワイエイシイデンソーの代表取締役社長であり、当社は同社から商品購入等の取引関係があります。
3. 取締役候補者 久保進氏は当社の完全子会社であるワイエイシイガーター株式会社の代表取締役社長であり、当社は同社に対して資金の貸付、貸付金の回収、利息の受取、債務保証を行っております。
4. 取締役候補者 大倉章裕氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

5. 各取締役候補者の選任理由は次のとおりであります。
- (1) 取締役候補者 福田辰徳氏は、当社の主要グループ会社である株式会社ワイエincinnatiにて取締役として13年以上経営に従事いたしております。  
同氏が会社経営者として培われました優れた見識及びその経験を有するため取締役候補者として選任をお願いするものであります。
  - (2) 取締役候補者 大倉章裕氏は、当社の主要グループ会社である大倉電気株式会社にて取締役として5年以上経営に従事いたしております。  
同氏が会社経営者として培われました優れた見識及びその経験を有するため取締役候補者として選任をお願いするものであります。
  - (3) 取締役候補者 久保 進氏は、当社の主要グループ会社であるワイエイシイガーター株式会社にて取締役として33年以上経営に従事いたしております。  
同氏が会社経営者として培われました優れた見識及びその経験を有するため取締役候補者として選任をお願いするものであります。

以 上

## 株主総会会場ご案内



- 会 場：東京都昭島市武蔵野三丁目10番6号  
当社 テクニカルセンター2階 会議室
- 交通のご案内：JR 青梅線 昭島駅北口下車 徒歩25分  
JR 青梅線 昭島駅北口下車 バス(立川バス)にて「南享保」バス停下車し、徒歩5分  
西武拝島線 西武立川駅下車 徒歩15分
- 駐車場に限りがございますので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。